大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例

平成28年3月1日条例第2号 最近改正 令和4年2月18日条例第3号

目 次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 実施機関が取り扱う特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報の適切な取扱いの確保 (第3条一第6条)

第2節 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止 (第7条)

第3章 補則(第8条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、大阪広域環境施設組合個人情報保護条例(平成27年条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。)の特例その他必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護するとともに、組合行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「本人」とは、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」 という。)第2条第6項に規定する本人をいう。
- 2 この条例において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する 特定個人情報をいう。
- 3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公

- 文書(大阪広域環境施設組合情報公開条例(平成27年条例第7号)第2条第 2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に 規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 5 この条例において「情報提供等記録」とは、実施機関が保有する番号法第 23条第1項及び第2項(番号法第26条においてこれらの規定を準用する場合 を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 6 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護条例第2条第1号に規 定する実施機関をいう。
- 7 この条例において「事務の目的」とは、個人情報保護条例第4条第1項に 規定する事務の目的をいう。
 - 第2章 実施機関が取り扱う特定個人情報の保護 第1節 特定個人情報の適切な取扱いの確保

(事務の目的の明示)

- 第3条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第5条の規定の適用については、 同条第1項中「前条第3項の規定により本人」とあるのは「本人」とする。 (保有特定個人情報の利用の制限)
- 第4条 実施機関は、番号法第9条に定めがある場合を除き、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を事務の目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第4条第4項及び第5項の規定

の適用については、同条第4項中「第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき(争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。)」とあるのは「大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例(平成28年条例第2号。以下「特定個人情報保護条例」という。)第4条第2項の規定により保有特定個人情報を利用しようとするとき」と、同条第5項中「前項ただし書」とあるのは「特定個人情報保護条例第4条第3項の規定により読み替えられた前項ただし書」と、「収集した」とあるのは「利用した」とする。

(収集の制限等に係る個人情報保護条例の適用除外)

第5条 特定個人情報については、個人情報保護条例第4条第2項及び第3項、 第8条並びに第9条の規定は適用しない。

(特定個人情報保護評価)

第6条 実施機関は、番号法第28条第1項に規定する評価書(以下「評価書」という。)について、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護条例第48条第1項の規定による大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

第2節 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止の特例)

第7条 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第2章第2節の規定の適用 については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項	又は成年被後見人の法定	若しくは成年被後見人の
	代理人	法定代理人又は本人の委
		任による代理人(以下「任

		意代理人」という。)
第16条第2項	前条第2項	大阪広域環境施設組合特
		定個人情報保護条例(平
		成28年条例第2号。以下
		「特定個人情報保護条
		例」という。)第7条第
		1項の規定により読み替
		えられた前条第2項
	法定代理人	法定代理人又は任意代理
		人
第17条第1号	第15条第2項	特定個人情報保護条例第
		7条第1項の規定により
		読み替えられた第15条第
		2項
	又は成年被後見人の法定	若しくは成年被後見人の
	代理人	法定代理人又は任意代理
		人
第26条第2項	第15条第2項	特定個人情報保護条例第
		7条第1項の規定により
		読み替えられた第15条第
		2項
第27条第3項	第16条第2項及び第3項	第16条第3項及び特定個
		人情報保護条例第7条第
		1項の規定により読み替
		えられた第16条第2項
第33条	提供先	提供先(情報提供等記録
		(特定個人情報保護条例

		第2条第5項に規定する
		情報提供記録等をいう。
		以下同じ。)にあっては、
		 内閣総理大臣及び行政手
		続における特定の個人を
		識別するための番号の利
		 用等に関する法律(平成
		25年法律第27号。以下「番
		第8号に規定する情報照
		会者若しくは情報提供者
		又は同条第9号に規定す
		 る条例事務関係情報照会
		者若しくは条例事務関係
		情報提供者)
第34条第1項	自己を本人とする保有個	自己を本人とする保有特
	 人情報	定個人情報(情報提供等
		記録を除く。以下この条
		において同じ。)
	当該保有個人情報	当該保有特定個人情報
第34条第1項第1号	第4条第1項から第3項	第4条第1項
	まで	
	第8条第1項の規定に違	第11条第3項の規定に違
	反して利用されていると	反して保有されていると
	き又は第11条第3項の規	き、特定個人情報保護条
		例第4条第1項及び第2
		·

	いるとき	項の規定に違反して利用
		されているとき、番号法
		第20条の規定に違反して
		収集され、若しくは保管
		されているとき又は番号
		法第29条の規定に違反し
		て作成された特定個人情
		報ファイルに記録されて
		いるとき
第34条第1項第2号	第8条第1項の規定に違	番号法第19条の規定に違
	反して	反して
第34条第2項	第15条第2項	特定個人情報保護条例第
		7条第1項の規定により
		読み替えられた第15条第
		2項
	前項	特定個人情報保護条例第
		7条第1項の規定により
		読み替えられた前項
	保有個人情報	保有特定個人情報
第35条第2項	第16条第2項及び第3項	第16条第3項及び特定個
		人情報保護条例第7条第
		1項の規定により読み替
		えられた第16条第2項

2 保有特定個人情報については、個人情報保護条例第60条第4項(保有個人情報の開示に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

第3章 補則

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条(情報提供等記録に係る部分に限る。)及び第7条(情報提供等記録に係る部分に限る。)の規定については、別に管理者が定める日から施行する。

附 則(平成29年7月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月23日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。